

## 飯能市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

平成 30 年 6 月 12 日

教育長決裁

### (目的)

第1条 この要領は、法人その他団体が、社会貢献活動の一環として、飯能市立図書館及びこども図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する飯能市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、雑誌スポンサー制度とは、本制度の目的に賛同する法人その他団体（以下「雑誌スポンサー」という。）が、市民の図書館利用サービスの向上を図るとともに地域経済の活性化を図ることを目的とし、雑誌の購入費用を負担し、雑誌スポンサーが提供した雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の雑誌として配架し、利用者の閲覧に供する制度をいう。

### (雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、本制度の趣旨に賛同する法人その他団体とする。

ただし、次の各号に定める業種に該当する者又は事業者は除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業その他これに準ずる業種
- (2) 消費者金融
- (3) 占い、運勢判断に関するもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 社会問題を起こしている事業者
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
- (8) 前各号に掲げるもののほか、飯能市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が不適当と認める業種又は事業者

### (申込み)

第4条 雑誌スポンサーとなることを希望する者は、図書館と協議の上、図書館が指定した雑誌一覧の中から提供雑誌を選定し、飯能市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付

し、教育委員会に対し申込みを行うものとする。

(1) 法人その他団体の概要（業種がわかるもの）

(2) その他教育委員会が必要と認めるもの

2 申込みは、先着順に随時受け付ける。

（雑誌スポンサーの承認）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、その結果を飯能市立図書館雑誌スポンサー承認（却下）通知書（様式第2号）により通知する。

（事業の期間）

第6条 雑誌スポンサーの登録期間は、原則として1年間とする。

2 事業期間満了の2か月前までに、雑誌スポンサー又は教育委員会いずれかが解約の意思表示をしない場合は自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌の購入代金の支払い及び納入）

第7条 提供雑誌は、図書館が指定した書店（以下「指定書店」という）から購入するものとする。

2 提供雑誌の購入代金は、指定書店の請求に基づいて雑誌スポンサーが指定書店へ直接支払う。

3 指定書店への支払いは、事業期間分を一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は事業期間終了時に精算する。

4 指定書店への支払いにかかる振込手数料が生じた場合は、雑誌スポンサーの負担とする。

5 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、図書館及び雑誌スポンサーの双方で協議の上対応する。

6 提供雑誌は、指定書店が図書館に納入する。

（広告の掲示）

第8条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号の雑誌カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面に広告を掲示することができる。

2 提供雑誌に広告を掲示する場合、その広告は「飯能市有料広告掲載等に関する要綱」（平成20年9月30日 告示第271号）第3条に規定するもので、事前に図書館の審査を経るものとする。

3 雑誌スポンサーは、広告の内容の変更を希望するときは、変更を希望する日の3か月前までにその内容を図書館に届け出るものとする。

4 提供雑誌の配架場所は、図書館が決定するものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第9条 雑誌スポンサーは、掲示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、広告の掲示に関して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの責任において解決する。

(提供雑誌の所有権)

第10条 提供雑誌の所有権は、図書館に帰属する。

(雑誌スポンサーの承認の取り消し)

第11条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの承諾を取り消し、広告の掲示を中止することができる。

- (1) 提供雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
- (2) 雑誌スポンサーが第3条各号のいずれかに該当することが明らかになつたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により雑誌スポンサーの承諾を受けたとき。
- (4) この要領に違反したとき。

(覚書の交換)

第12条 雑誌スポンサー制度の実施に関し、教育委員会と雑誌スポンサーで合意に達したときは、雑誌スポンサー制度の基本事項について、覚書を交換するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 飯能市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領（平成25年6月14日決裁）はこれを廃止する。

## 飯能市立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

(宛先) 飯能市教育委員会

## 住所

申請者 法人（団体）名

代表者 職・氏名

印

電話番号

飯能市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第4条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

事業期間	年 月 年 月	日 から 日 まで
希望する提供雑誌名		刊行頻度
雑誌スポンサー 名の表示	希望する • 希望しない	
雑誌スポンサー の広告掲示	希望する • 希望しない	
担当者名 連絡先	TEL	e-mail
添付書類		

飯能市立図書館雑誌スポンサー承認（却下）通知書

年 月 日

様

飯能市教育委員会

印

年 月 日付で申請のあった雑誌スポンサーについて、飯能市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定区分  承認

却下

（理由）

2. 提供雑誌名

提供雑誌名	刊行頻度

3. 事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

※ただし、事業期間満了の2ヶ月前までに、雑誌スポンサー又は教育委員会いずれかが解約の意思表示をしない場合は自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とします。

4. 提供雑誌購入費用の支払い等

（1） 購入費用 円

（2） 支払方法 提供雑誌の購入代金は、指定書店の請求に基づいて直接支払ってください。定価の変動等により過不足が生じた場合は、事業期間終了後に精算となります。

## 覚書

飯能市教育委員会（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、飯能市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、以下のとおり覚書を交換する。

### （概要）

第1条 甲は乙の費用負担により提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を飯能市立図書館および飯能市立こども図書館（以下「図書館」という。）で図書館の雑誌として配架し、利用者の閲覧に供するものとする。

### （雑誌購入費用の負担）

第2条 乙は、実施要領第6条に基づき、次の雑誌の代金を負担する。

雑誌名	年間代金
合計金額	円

2 乙は、前項の購入代金を、甲が指定する書店からの請求に基づき、直接支払うものとする。

3 支払いは、事業期間分を一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は事業期間終了時に精算する。

4 支払に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

5 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、図書館及び乙の双方で協議の上対応する。

### （事業の期間）

第3条 事業の期間は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までとする。

2 事業期間満了の2か月前までに、甲又は乙いずれかが解約の意思表示をしない場合は自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

### （広告の掲示）

第4条 乙は、提供雑誌の最新号の雑誌カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面に広告を掲示することができる。

2 提供雑誌に掲示する広告は事前に甲の審査を経るものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第5条 乙は、掲示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、広告の掲示に関して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において解決する。

(定めのない事項に関する疑義)

第6条 本覚書及び実施要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書は、2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住 所 飯能市大字双柳1番地の1  
氏 名 飯能市教育委員会 印

乙 住 所  
氏 名

印